

第一問

甲国人男 X と乙国人女 Y は日本で婚姻生活を送っていたが、不仲になって離婚した。Y は、離婚から 5 か月後に子 Z を出産し、Z は乙国籍を取得した。X は、Z が自分の子ではないと考えているが、Z の出生後早くも 2 年経った。X は、日本で嫡出否認の訴えを提起することができるか。本事案において、反致は成立しないものとする。

なお、甲国法の下では、離婚から 3 か月以内に生まれた子が元夫婦の嫡出子として推定されるのに対して、乙国法の下では、離婚から 6 か月以内に生まれた子が元夫婦の嫡出子として推定される。また、甲国法の下では、出生後 5 年間は嫡出否認の訴えを提起できるのに対して、乙国法の下では出生後 1 年間に限り嫡出否認の訴えを提起できる。(期末試験総点 80 点中 15 点)

第二問

日本に常居所を有する甲国人 X は、その弟で乙国に常居所を有する丙国人 Y に対して扶養を請求する審判を日本で申立てた。X には Y 以外に近親者はいない。甲国法、乙国法、丙国法のいずれの下でも Y は X に対して扶養義務を負わない。Y は X の扶養請求を拒むことができるか。(15 点)

第三問

日本に常居所を有していた甲国人男 A は、甲国に銀行預金、日本に土地および建物を残して死亡した。生前に A は、甲国人 B と婚姻し、その後、B の同意を得ずに甲国人 C を養子とする縁組(「本件縁組」)を行った。C は、長年、A の事業のパートナーであったため、本件縁組は事業承継の目的でなされた。A が死亡したのは、縁組から 5 年後である。A の死後、C は、遺産分割を求め、日本の裁判所に審判を申し立てたが、B は C の相続権を争っている。甲国法の内容は以下のとおりであるとして、以下の各小問に答えなさい。

国際私法 a 条は、「相続は、土地および建物の相続についてはそれらの所在地法により、それ以外の財産の相続については被相続人の本国法による」と定めている。

国際私法 b 条は、「養子縁組は養親となるべき者の常居所地法による」と定めている。

民法 a 条は、「養子縁組は、養親となるべき者の配偶者の同意を得なければならず、その同意を得ずになされれば無効である」と定めている。

民法 b 条は、「養子は相続権を有する」と定めている。

民法 c 条は、「相続財産の相続人への承継のためには相続財産管理人が選任されなければならず、被相続人の死亡と同時にその権利義務が相続財産管理人に一旦帰属し、まず清算がなされ、積極財産が残ればこれを相続人が承継する」と定めている。

(1) B の同意を得ていなかったことにより、A と C の養子縁組は無効となるか。(25 点)

(2) A の相続財産の相続人への承継のために相続財産管理人を選任しなければならないか。(15 点)

(3) 銀行預金の相続について、C に相続権が認められるか。(10 点)